

滋 薬 感 対 第 5 4 3 号
令和2年（2020年）4月15日

一般社団法人滋賀県薬剤師会長
一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会長
滋賀県医薬品配置協議会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について

標記の件について、令和2年3月27日付け薬生発0327第1号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御承知願いますとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

本改正は、平成27年4月1日前行われた登録販売者試験に合格した登録販売者について、平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、その実務及び業務経験について経過措置が設けられていたところ、当該経過措置を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）まで延長するものです。

また、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、当該経過措置の対象である登録販売者を含め、従事する全ての登録販売者に対して、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づく研修を受講させる必要がありますので、徹底いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課
薬事指導係 花房
TEL：077-528-3634
FAX：077-528-4863
薬業振興係 辰巳
TEL：0748-88-2122
FAX：0748-88-4493